まちライブラリー「古代史水曜セミナー」（第30回）
2025年10月15日(水)18時30分～20時　正木裕

『赤渕神社縁起』と盗まれた利歌彌多弗利の崩御

り　か　み　た　ふ　り

『善光寺縁起集註』御使　黒木臣　名号称揚七日已　此斯爲報廣大恩　仰願本師彌陀尊　助我濟度常護念　命長七年丙子二月十三日　進上　本師如来寶前　斑鳩厩戸勝鬘

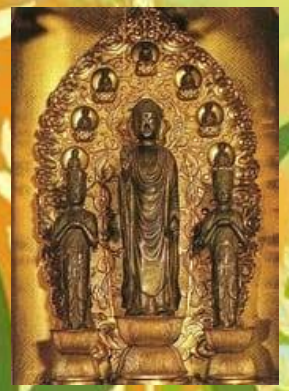

1、「聖徳太子」の実像

(1)聖徳太子の「常識」太子＝厩戸皇子は正しいか？
(2)聖徳太子のモデルは厩戸皇子ではない
(3)「聖徳太子」は多利思北孤で上宮法皇

2、「日出る処の『太子』」利歌彌多弗利

(1)利歌彌多弗利時代に聖徳年号
(2)「聖徳」は法号で法皇の年紀

3、利歌彌多弗利の事績

(1)『一切経』写経・摂政禁断令・放生会
(2)2度の「無量寿経」講説
(3)九州年号をもとにして盗用される

4、天武紀に移された利歌彌多弗利崩御

(1)『善光寺文書』が示唆する天子の崩御
(2)天武紀に記す天皇・皇后の病気と平癒
(3)繰り下げられた利歌彌多弗利の法要
(4)『赤渕神社縁起』の上洛・恩賞記事

5、「難波連公」木簡が示す賜姓記事の繰り下げ

6、赤渕神社と『赤渕神社縁起』

『古事記』『日本書紀』が我が国の歴史全てではない

1、大和朝廷が編纂した『日本書紀』(720年)『古事記』(712年)に記すのは「我が国の歴史のほんの一部」

①海外史書に記す700年以前の我が国の古代史は『書紀』と全く異なっている
『後漢書』の57年に漢の光武帝から金印を下賜された「倭奴国王」と107年に朝貢した倭王帥升、『魏志倭人伝』で238年に魏の明帝に朝貢した俾弥呼と次代の壹與、『宋書』ほかに記す5世紀に半島で覇権を競った讃・珍・済・興・武、『隋書』で600年・607年に隋に遣使したとある「阿毎多利思北孤」等の名は『書紀』に記されない。これらの倭王は名前だけでなく『書紀』に記す天皇の事績・年次と一致しない。

②『書紀』には造作がある：『神功紀』は120年繰り上げられていることが確認され、俾弥呼・壹與を1人の倭の女王に置き代えているほか、『書紀』と考古資料との矛盾：『書紀』では700年以前の地方制度は「郡」とあるが木簡から「評」であると確認されている、「金石文」『法隆寺釈迦三尊像光背銘』には『書紀』に無い上宮法皇や法興年号が記され、厩戸皇子と異なる薨去経緯が記される・・など。

③「あったはずの事実」が記されない 『旧唐書』に記す白村江敗戦で「倭国酋長」が捕虜となった事実、同書に記すヤマトの王家の「日本国」は元小国で、倭奴国から続く「倭国」を併合した事実、『続日本紀』聖武天皇も詔勅に記す「九州年号」が700年以前は存在した事実など。(＊九州年号)『書紀』には、大化(645～649)・白雉(650～654)が終わった後には空白期間があり、32年後の686年に朱鳥と「改元」されているが、『二中歴』『如是院年代記』『日本帝皇年代記』『帝王編年記』『扶桑略記』『和漢年契』などの我が国の古文書や、『海東諸国紀』、『日本大文典』などの海外資料には、「継体(517)あるいは善記(522)」に始まり、「大宝元年」直前の700年まで切れ目なく続く年号群が記され、『続日本紀』の聖武天皇の詔報にも、「白鳳・朱雀」年五王が記されている。

2、様々な資料に『書紀』他が記さない我が国の古代史が残っている

海外史書・資料のほか、『常陸国風土記』(649年「評制施行」を記す)ほか各地の『風土記』、『万葉集』や各地の「寺社の縁起」には『書紀』とは異なる歴史が記されている。本日は『法隆寺釈迦三尊像光背銘』『隋書』『善光寺文書』『赤渕神社縁起』『聖徳太子伝記』ほかをもとに**『書紀』に記されない「聖徳太子の実像」や日出る処の天子「阿毎多利思北孤」とその太子「利歌彌多弗利」の事績を明らかにしていく。**

本日引用参照する資料

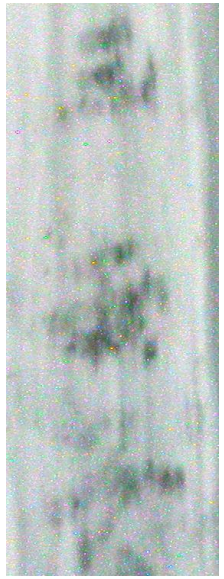

元壬子年木簡

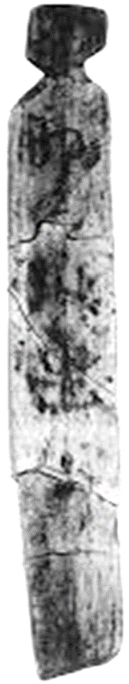

那尓波連公

本日引用する資料は『書紀』『隋書』『三国遺事』『海東諸国記』『二中歴』ほかの九州年号資料、『聖徳太子伝記』など聖徳太子資料、『無量寿経』などの教典、百済扶余遺跡で見つかった「難波連」木簡ほか

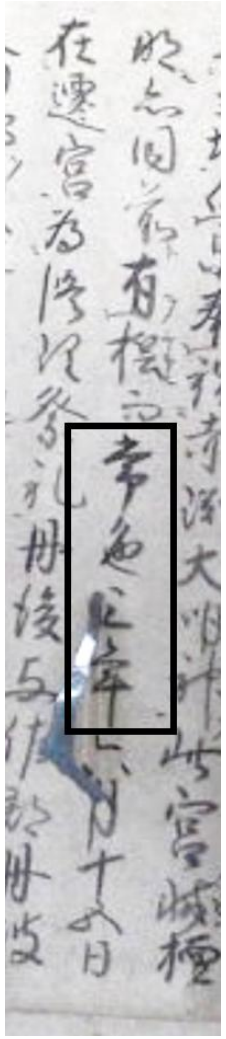

常色元年六月十五日在還宮為修理祭礼

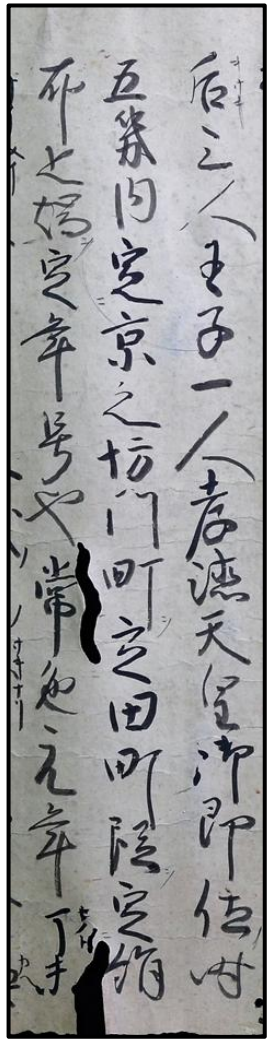

孝徳天皇御即位時五畿内定京之条坊門町定田町段定絹布之疋端定年号也常色元年丁未。

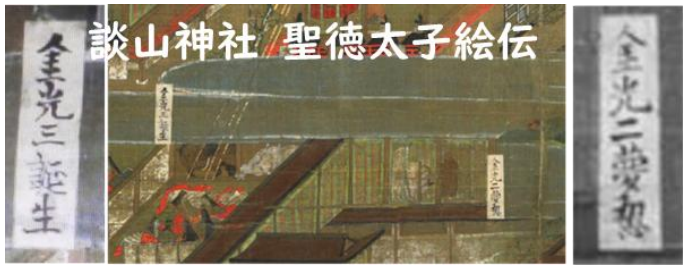

法興元世一年歳次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗愈干食王后仍以労疾並著於床時王后王子等及與諸臣深懐愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登浄土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像并侠侍及荘厳具竟乗斯微福信道知識現在安隠出生入死随奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脱苦縁同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

	九州年号表				
No.	年号	長さ	元年	期間	
1	継体	5年間	丁酉	517~521	
2	善記	4年間	壬寅	522~525	
3	正和	5年間	丙午	526~530	
4	教倒	5年間	辛亥	531~535	
5	僧聴	5年間	丙辰	536~540	
6	明要	11年間	辛酉	541~551	
7	貴楽	2年間	壬申	552~553	
8	法清	4年間	甲戌	554~557	
9	兄弟	1年間	戊寅	558~558	
10	蔵和	5年間	己卯	559~563	
11	師安	1年間	甲申	564~564	
12	和僧	5年間	乙酉	565~569	
13	金光	6年間	庚寅	570~575	
14	賢称	5年間	丙申	576~580	
15	鏡當	4年間	辛丑	581~584	
16	勝照	4年間	乙巳	585~588	
17	端政	5年間	己酉	589~593	天子即位
18	告貴	7年間	甲寅	594~600	法興の在位期間
19	願転	4年間	辛酉	601~604	
20	光元	6年間	乙丑	605~610	
21	定居	7年間	辛未	611~617	
22	倭京	5年間	戊寅	618~622	
23	仁王	12年間	癸未	623~634	利歌彌多弗利時代
24	僧要	5年間	乙未	635~639	
25	命長	7年間	庚子	640~646	
26	常色	5年間	丁未	647~651	
27	白雉	9年間	壬子	652~660	
28	白鳳	23年間	辛酉	661~683	
29	朱雀	2年間	甲申	684~685	
30	朱鳥	9年間	丙戌	686~694	
31	大化	9年間	乙未	695~703	
32	大長	9年間	甲辰	704~712	

1、「聖徳太子」の実像(1)聖徳太子の「常識」太子=厩戸皇子は正しいか？

「聖徳太子」の「常識」

1、「聖徳太子」とはヤマトの天皇家の厩戸の皇子である

『書紀』では、「厩戸皇子」は用明天皇と間人皇女の皇子で、推古天皇の摂政として冠位12階や17条憲法を定めるなど、天皇中心の集権国家体制の確立に努め、また排仏派の物部守屋を滅ぼし、崇仏施策を推進、篤く仏教を崇拝したとあり、『書紀』(敏達5年)に「東宮聖徳」とあることなどから、一般には「厩戸皇子」は「聖徳太子」だとされている。

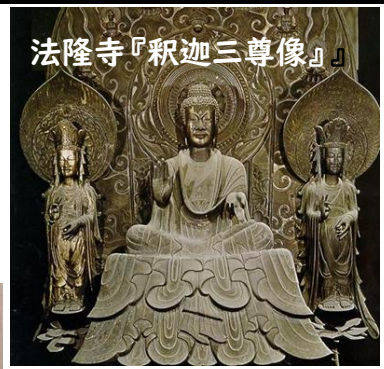

「唐本御影」(法隆寺から皇室に)S57年東京大学史料編纂所所長今枝愛真「飛鳥時代の人物の服装ではなく太子とは別人」と発表。

2、「聖徳太子」とは法隆寺釈迦三尊像光背銘にある「上宮法皇」である

法隆寺『釈迦三尊像光背銘』には「上宮法皇」の登遐と母太后・妻王后の薨去や、法皇の病平癒と極楽往生祈願に止利仏師により「等身」の釈迦像が建立されたことが刻まれ、この「上宮法皇」は「厩戸皇子で聖徳太子」だとされている。

3、「聖徳太子」とは隋の煬帝に使者を送った「日出る処の天子」である

『隋書』には開皇20年(600・推古8年)「阿蘇山あり」と記す九州の俀(倭)王、阿毎多利思北孤(あまのたりしほこ)が隋高祖に遣使。大業3年(607年・推古15年)にも「日出る処の天子」を自称し、再び遣使。翌608年に隋から裴世清が派遣され「其の王」と相見え国書を交すとある。(通説)この多利思北孤は多利思比孤の誤りで「厩戸皇子で聖徳太子」だとする。

4、「太子」のモデルは九州の阿毎多利思北孤と太子の利歌彌多弗利

しかし聖徳太子の伝記・太子時代の倭国を記す『隋書』・法隆寺『法隆寺釈迦三尊像光背銘』ほかからは、「厩戸皇子」は聖徳太子でも上宮法皇でもなく、「太子」のモデルは九州の阿毎多利思北孤と、その太子の利歌彌多弗利(りかみたふり)だと考えられる。

法興元世一年歲次辛巳十二月鬼
前太后崩明年正月廿二日上宮法
皇枕病弗愈干食王后仍以労疾並
著於床時王后王子等及與諸臣深
懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋
像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
住世間若是定業以背世者往登浄
土早昇妙果二月廿一日癸酉王后
即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釋迦尊像并侠侍及荘嚴
具竟乗斯微福信道知識現在安隠
出生入死随奉三主紹隆三寶遂共
彼岸普遍六道法界含識得脱苦縁
同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

1、「聖徳太子」の実像(2)聖徳太子のモデルは厩戸皇子ではない

聖徳太子＝厩戸皇子＝『釈迦三尊像光背銘』の上宮法皇＝「日出る処の天子」阿毎多利思北孤は事実か

(1)厩戸皇子≠上宮法皇①厩戸皇子は推古29年（621）2月5日に薨去。上宮法皇は法興32年（622）2月22日に登遐。②厩戸は「法皇」になってない。③『書紀』に「法興」年号はない。④厩戸皇子の母は『書紀』では間人皇女、妃は菟道貝蛸皇女。上宮法皇の母は鬼前太后・妻は干食王后で3人は相次いで逝去。（＊『書紀』に厩戸と母・妻の近接逝去記事は無い）

(2)厩戸皇子≠多利思北孤①厩戸に「多利思北孤」と言う名は無い。②天皇でない厩戸皇子が「天子」は名乗れない。③厩戸の太子は山背大兄王、多利思北孤の太子は利歌彌多弗利。④多利思北孤の国は「阿蘇山があり冬も温暖で草は青く、水多く陸少ない」。厩戸の国は内陸のヤマトで火山は無く冬は草が枯れる。

(3)厩戸皇子≠聖徳太子①『聖徳太子伝記』等で太子が執政（国政を執行）したのは18歳589年、『書紀』で厩戸が摂政として万機を委ねられたのは593年。②太子の生涯は金光3年（572）誕生等と九州年号で記されるが当時のヤマトの天皇家に年号はない。**＊『隋書』の「重ねて仏法を興す」を略すと「法興」で上宮法皇の年紀と一致。上宮法皇は多利思北孤。**

「聖徳太子」信仰は「九州年号」と共にある

九州年号を定めうる「聖徳太子」は九州王朝の天子

『聖徳太子伝記』〇聖徳太子ノ御誕生之時代ヲ上古ニ相尋侍レバ年号ハ**金光**三年壬辰（572）歳也　〇太子十六歳御時、守屋御合戦事**勝照**三年（587）。〇太子廿二歳御時年号ハ**端政**五年癸丑（593）春ノ比 。『聖法輪蔵』**賢称**（接）、**鏡常**（当）、吉（告）貴、**定居**、**倭京**　**『聖徳太子伝』**「**願轉**」、『聖法輪蔵』に賢称、鏡常、吉貴、定居　そのほか寺社の太子の縁起に多数の九州年号が記される

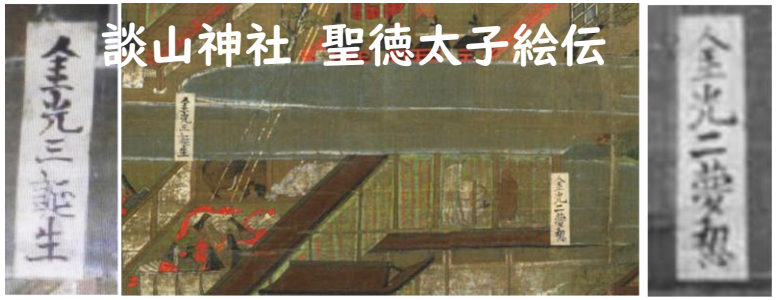

1、「聖徳太子」の実像(3)「聖徳太子」は多利思北孤で上宮法皇

「聖徳太子」の事績は『隋書』では九州の多利思北孤の事績

聖徳太子のモデルは多利思北孤だった

①『隋書』で「聖徳太子」の時代の我が国の天子は阿毎多利思北孤。厩戸皇子でも推古でもない。
②「聖徳太子」の事績とされる、「日出る処の天子」を自称し、隋に使者・沙門を送り、仏教を学ばせ、「官位12等」を制定したのも多利思北孤。③仏教上の権威と政治上の権威を同時に敬えとする「17条憲法」は「菩薩天子多利思北孤」にしか制定できない 。(・「2条」篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。・「3条」君をば天とす、臣をば地とす。・「12条」国に二君非く、民に両主無し、率土の兆民、王を以て主と為す。
④太子が法華義疏に自署した「大委(たいゐ)」は『隋書』の国名「倭(たゐ)」。
⑤多利思北孤の国は、「大和飛鳥」ではなく、阿蘇山が噴火し、水多く温暖な九州に相応しい。
⑥多利思北孤の国は、『隋書』に、「漢の光武帝から金印(志賀島の金印)を下賜された倭奴(ゐぬ)国王、魏より(＊倭女王俾弥呼・壹與)齊・梁に至り(＊倭の五王)代々中国に相通じてきた(連続する)」九州の国。

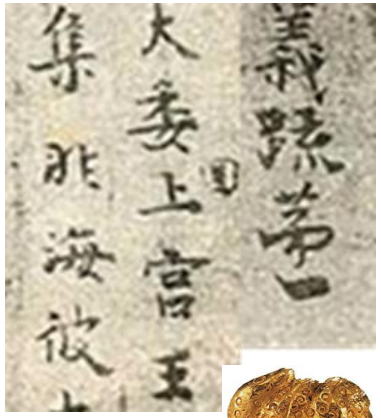

「聖徳太子」は九州・倭国「倭国(九州王朝)」の「日出る処の天子阿毎多利思北孤」

(1)「多くの共通点」がある①共に最高執政者：②共通する事績：③仏教と政治の権威を両立：④「大委」は「倭」
(2)多利思北孤の倭国は九州①金印下賜以来の国②阿蘇山が噴火し冬も暖かい国

「上宮法皇」も多利思北孤

622年に崩御。仁王に改元

①「法興」は、多利思北孤の国書の「仏法を興す」の略②法皇崩御と法興終了・九州年号の改元が一致③「法皇」は仏教と政治両面のトップで「菩薩天子」と一致。

「法興」は上宮法皇＝多利思北孤の法号

多利思北孤は「法興法皇」

仏教で僧籍に入る際には、戒律を守る証として戒名・法号を授かる。「法皇」も「菩薩天子」も共に「僧籍を得た天子」をいうなら、その際に「戒名・法号」を授かることになる。「法興元」の「元」は「始め」の意味で「法皇即位年」を示す

2、「日出る処の『太子』」利歌彌多弗利(1)利歌彌多弗利時代に聖徳年号

多利思北孤に「太子」利歌彌多弗利(りかみたふり)がいた

事績も記されず、研究する人もいないが・・

『隋書』太子名を利歌彌多弗利と号(なづ)く。(又は「太子名を利と号く。歌彌多弗(上塔)の利なり」と読む)

①「利歌彌多弗利」の読み:「利」を讃・珍・済・興・武同様の漢風一字名とすれば「利、歌彌多弗(かみとう)の利なり」と読むことになる。(古田武彦。以下「利」と略)

②「利歌彌多弗利の即位は623年:「日出る処の天子」多利思北孤(上宮法皇)の登遐(法興元32年・622年)の翌年623年に九州年号が「倭京から仁王」に改元されているから、この年に俀王(天子)に即位したと考えられる。

17	端政	5年間	己酉	589~593
18	告貴	7年間	甲寅	594~600
19	願転	4年間	辛酉	601~604
20	光元	6年間	乙丑	605~610
21	定居	7年間	辛未	611~617
22	倭京	5年間	戊寅	618~622
23	仁王	12年間	癸未	623~634
24	僧要	5年間	乙未	635~639

聖徳太子没後の我が国に「聖徳」年号(629~634)があった

①『二中歴』の「仁王年間(623~634)」に「聖徳(629~634)」があり、「仁王(623~628)・聖徳(629~634)」が本来の九州年号か。聖徳太子没後の聖徳年号は不審と考え『二中歴』では削除か

仁王前後の年号の1年号の期間は5~6年。聖徳年号が実在すれば仁王6年・聖徳6年と平準化する。

23	仁王	6年間	癸未	623~628
24	聖徳	6年間	己丑	629~634
25	僧要	5年間	乙未	635~639

①『海東諸国記』舒明天皇敏達孫名田村元年己丑(629)改元聖徳六年甲午(634)八月彗星見七年乙未(635)改元僧要三月彗星見二年丙申大旱六年庚子(640)改元命長②『襲國偽僭考』舒明天皇元年巳丑(629)聖聴元年とす。如是院年代記に聖徳に作る。一説曰舒明帝之時聖聴三年終

③『如是院年代記』「聖徳元」(第三十五代舒明)忍坂大兄皇子之子。敏達之孫。己丑(629)即位。④『麗気記私抄』第卅五代舒明帝治元号聖徳元己丑(629)也⑤『茅窗漫録』聖徳〈舒明帝即位元年己丑紀元、六年終、年代、皇代、暦略、諸國記皆同、古代年號作聖聴〉⑥『防長寺社由来』舒明天皇之御宇聖徳三歳経七月役小角誕生自聖徳三年辛卯(631)⑦『金峰山寺古年皇代記』舒明天皇聖徳三辛卯(631)役小角誕生是縁起ニ見タリトアリ⑧『講私記』(心鑑抄修要秘訣集)役行者舒明天皇聖徳三年辛卯(631)十月二十八日降誕⑨『長吏由来之記』欽明天皇御宇聴徳三歳辛卯(631)年⑩『園城寺伝記』欽明天皇御宇聖徳三年辛卯(631)九月廿日辰尅⑪『君台観左右帳記』聖徳六年戊巳(甲午か)⑫『箕面寺秘密縁起』役行者・・舒明天皇御宇正徳六年甲午(634)春 ⑬『役行者本記』(帝王編年記)役小角行者舒明天皇聖徳六年甲午正月(一説に十月)朔日降誕。

2、「日出る処の『太子』」利歌彌多弗利(2)「聖徳」は法号で法皇の年紀

「法興」は「上宮法皇・多利思北孤」の法号

仏教に帰依する者はその証として「戒」を受け「戒名・法号・法名（宗派により呼びかたが異なる）」を授かる。「法皇」は当然法号を持ち、「菩薩」は仏門に入り修行する者だから、「菩薩天子」も法号を持つ。同時期の「仏教治国策」を採る中国と東夷の王は授戒し法号を持っていた。（例）隋の煬帝開皇11年（591）智顗から菩薩戒を受け法号「総持」を名のる。新羅「法興王」（在位514～540）は法空、「真興王」（在位540～576）は法雲と号す。

光背銘の「法興『元』31年」の「元」は「法興」と号した「元＝始め」で、法興法皇即位31年の意味。そうであれば「聖徳」は利歌彌多弗利の法号で「聖徳年号」は利歌彌多弗利の法皇即位後の年紀となる。⇒『如是院年代記』に「聖徳元」

但し九州年号と法興のように重複するのでなく、「仁王の12年間」が「仁王6年・聖徳6年」と分離できるなら法皇即位時に九州年号も改元したことになる。

「聖徳」は太子利歌彌多弗利の「法号」で徳を継ぎ聖業を重ねる」意味

新羅の法興王は「法空」と号し僧籍を得、次代真興王は法興王の「徳を継ぎ聖を重ね」即位した。◆『三国遺事』巻第三「真興すなわち徳を継ぎ聖を重ね（継徳重聖）、衮職（こんしょく）を承け九五に処り、威は百僚を率い号令畢く備はる。因って額を大王興輪寺と賜ふ。＊「衮職・九五」天子の座この例から「聖徳」は多利思北孤の「徳を継ぎ聖業を重ねる」意味の法号で、利歌彌多弗利は仁王元年（623）父を継ぎ天子即位、聖徳元年（629）法皇の座にも就き「聖徳法皇」として仏教上・政治上の権威を兼ね備え、多利思北孤を引き継ぎ、仏教による統治策「仏教治国策」を進めていったと考えられよう。

多利思北孤の太子利歌彌多弗利は「法興法皇」を継ぐ「聖徳法皇」となる

九州年号表

No.	年号	長さ	元年	期間	
1	継体	5年間	丁酉	517～521	
2	善記	4年間	壬寅	522～525	
3	正和	5年間	丙午	526～530	
4	教倒	5年間	辛亥	531～535	
5	僧聴	5年間	丙辰	536～540	
6	明要	11年間	辛酉	541～551	
7	貴楽	2年間	壬申	552～553	
8	法清	4年間	甲戌	554～557	
9	兄弟	1年間	戊寅	558～558	
10	蔵和	5年間	己卯	559～563	
11	師安	1年間	甲申	564～564	
12	和僧	5年間	乙酉	565～569	
13	金光	6年間	庚寅	570～575	
14	賢称	5年間	丙申	576～580	
15	鏡當	4年間	辛丑	581～584	
16	勝照	4年間	乙巳	585～588	
17	端政	5年間	己酉	589～593	天子即位
18	告貴	7年間	甲寅	594～600	法興
19	願転	4年間	辛酉	601～604	
20	光元	6年間	乙丑	605～610	
21	定居	7年間	辛未	611～617	
22	倭京	5年間	戊寅	618～622	
23	仁王	12年間	癸未	623～634	
24	僧要	5年間	乙未	635～639	
25	命長	7年間	庚子	640～646	
26	常色	5年間	丁未	647～651	
27	白雉	9年間	壬子	652～660	
28	白鳳	23年間	辛酉	661～683	
29	朱雀	2年間	甲申	684～685	
30	朱鳥	9年間	丙戌	686～694	
31	大化	9年間	乙未	695～703	
32	大長	9年間	甲辰	704～712	

法皇として在位期間

3、利歌彌多弗利の事績(1)『一切経』写経・摂政禁断令・放生会

利歌彌多弗利の事績（前回）

『書紀』では繰り下げられて天武の事績とされた

1、多利思北孤の為に天王寺建立した。蘇我・物部戦争時の厩戸の言葉は8世紀渡来の『金光明最勝王経』の引用で創作。四天王寺創建は考古学上620年ごろで、『二中歴』では「倭京二年（619）難波天王寺聖徳造」。⇒『書紀』は 587年の「蘇我・物部戦争」時の聖徳太子の「四天王寺建立」の言葉として記す。2、僧要年間（639年）に唐より学問僧を『一切経』を伴って帰国させた。『二中歴』僧要（635～639）五年（元年は乙未）「唐より一切経三千余巻渡る」（639年は舒明11年）3、639年に『一切経』を写経させる。⇒『書紀』は、天武2年（673）3月是月条に繰り下げ。4、命長2年（641）3月末日29日の六斎日に4月1日～9月末までの「殺生禁断令」発布⇒天武4年（675）4月庚寅（17日）条に繰り下げ5、命長3年（642）8月壬子（29日）「放生令」を発布⇒天武5年（676）8月壬子（17日）条に繰り下げ。6、10月癸未1日に「放生会」を行う⇒天武5年（676） 11月「癸未」（19日）条に繰り下げ 。

今回　孝徳の事績とされた「無量寿経」講説(1)

舒明12年（640・命長元年）5月の恵隠の説経

◆舒明12年（640・命長元年）5月辛丑（5日）に大きに設斎をがみ・僧への食事供養す。因りて、恵隠僧を請せて、無量寿経を説かしむ。

『無量寿経』は無量寿仏（阿弥陀如来）のおわす「仏国土（極楽）」への往生のすべを説くもので、「無量寿」の字義は「量（はか）る事の出来ない長い寿命」即ち「命長」を意味し、『無量寿経』に「命長」の句がある。 ◆『佛説無量寿経』巻上（曹魏天竺三藏・康僧鎧訳）

①「計其壽命長遠之數不能窮盡知其限極。」（寿命の長遠の数を計えんに、窮め尽くしてその限極を知ること能わじ。）

②「仏語阿難無量寿仏寿命長久不可称計。」（仏、阿難に語りたまわく、「無量寿仏の寿命長久にして称計（しょうげ）すべからず」と。）⇒従って、九州年号「命長」改元は『無量寿経』渡来と説経によるもので、九州年号の意味と事績の一致は、この法要が九州王朝の利歌彌多弗利の事績で、同時に利歌彌多弗利の長命を祈願するものであることを示す。⇒前年の639年に『一切経』が齎され写経されている。